

葛袋サメ化石館 開館準備支援会 会則

第1条 目的

本会は、葛袋サメ化石館の開館準備活動を支援するとともに、会員に対し、開館準備の進捗報告、活動報告、催しの案内および会員向け通信を行うことを目的とします。本会は、開館準備期間中の支援制度であり、開館後の「友の会」とは異なります。現時点で開館後の入館特典その他の具体的サービスを確認するものではありません。

第2条 名称

本会の名称は、葛袋サメ化石館開館準備支援会とします。

第3条 会員資格

本会則に同意のうえ、所定の申込手続きを行い、当館が会費の入金を確認した方を会員とします。

第4条 会員期間

会員期間は、当館が入会申込書の提出および入金を確認した日から開館までの期間とします。

開館予定は、令和10年4月1日を予定しています。

開館時期は予定であり、工事、許認可、資金計画その他の事情により、変更となる場合があります。

第5条 会費

会費は、小中学生高校生は、500円。一般の個人会員は、1,000円とします。

会費は一括払いとし、分割払いは取り扱いません。

第6条 会員特典

会員は、会員期間中、次の案内を受けることができます。

開館準備の進捗報告

活動報告

催しの案内

会員向け通信

これらの内容、頻度および方法は、準備状況その他の事情により変更される場合があります。

第7条 開館後の取扱い

本会は開館前の支援制度であり、開館後の入館料の割引、無料入館、先行招待その他の特典については、内容確定後に別途定めます。

本会への入会により、開館後の特典が当然に付与されるものではありません。

第8条 申込みの成立

入会契約は、申込者による申込みがなされ、当館がこれを受け付け、かつ会費の入金を確認した時点で成立するものとします。

第9条 退会

会員は、当館所定の方法により、いつでも退会を申し出ることができます。
ただし、既納の会費は、第10条に定める場合を除き返金しません。

第10条 返金

会費は、開館準備期間中の会員向け情報提供および本制度の運営費として受け入れるものとし、原則として返金しません。

ただし、当館の事情により本制度の継続が困難となり、会員向けの進捗報告、活動報告、催しの案内または会員向け通信の提供を行えないと当館が判断した場合は、返金の要否、範囲および方法を個別に定め、通知します。

第11条 禁止事項

会員は、虚偽の申込み、本会の運営を妨げる行為、他の会員または第三者の権利利益を侵害する行為をしてはなりません。

第12条 会員資格の取消し

当館は、会員が本会則に違反した場合、または会員として不適切と認める事由がある場合、会員資格を取り消すことがあります。

第13条 個人情報

当館は、会員から取得した情報を、会員管理、連絡、会員向け案内、行事保険加入手続き、および本制度の運営に必要な範囲で利用します。

第14条 会則の変更

当館は、必要がある場合、本会則を変更することがあります。
変更後の内容は、当館が適当と認める方法で周知します。

第15条 問合せ先

本制度に関する問合せ先は、別紙記載の連絡先とします。